

公開情報

| | 業務・財務等に関する資料 |
|----------------------|--------------|
| 1. 定 款 | 定 款 |
| 2. 役員名簿 | ホームページ参照 |
| 3. 事業報告書 (2023年度) | 事業報告書 |
| 4. 第11回決算公告 | 貸借対照表の要旨 |
| 5. 事業書類 (2024年度) | 事業計画 |

一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センターと称する。
2.この法人の英文名を Sleep Apnea Syndrome Support Center (略称 SAS Center)と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。
2.この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、睡眠呼吸障害等に関するスクリーニング検査、その他の運輸・交通等の事業に従事する者の健康の維持・管理に関する事業等を行うことにより、運輸・交通事業等における事故の軽減・防止、安全性の向上を図り、もって、人と環境に優しい社会の形成及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 睡眠呼吸障害に関するスクリーニング検査
- (2) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する調査
- (3) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する情報提供および啓発活動
- (4) 運輸・交通等に係る事業者等に対する損害保険等の取扱
- (5) 前各号に掲げる事業の推進に必要な経費の支弁に充てるための運輸・交通等に係る事業者等からの事務受託
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2.前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(7) この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 資産及び財産

(設立財産及び価額)

第5条 この法人の設立にあたっての、設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----------|----|--------|
| (1) 高橋 榮一 | 現金 | 金100万円 |
| (2) 別所 恭一 | 現金 | 金100万円 |
| (3) 高田 寛 | 現金 | 金100万円 |

(基本財産)

第6条 この法人の設立にあたって、設立者が拠出する財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

2.この基本財産は、寄附された財産とし、拠出者への返還義務を負わないものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置きするものとする。

3. 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告の備え置き及び閲覧については、第47条の規定による。

4. 第1項の書類は、電磁的な記録をもって作成することができる。

(剰余金)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第11条 長期借入金(その借入れ年度内に償還する借入金以外の借入金をいう。以下同じ)の借入れをしようとする場合であつて、その年度の長期借入金の累計額が第8条第1項に基き理事会の決裁及び評議員会の承諾を得た収支予算書の長期借入金の額(以下、長期借入金予算額という)を超えるときは、理事会及び評議員会の承認を受けるものとする。

2. 1回の長期借入金の額が長期借入金予算額の1/2を超えることとなる時も、前項と同様とする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3等親内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニの掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするも

の

(2) 他の同一団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用期間法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3. 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときには、任期満了又は辞任より退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第15条 評議員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2. 評議員会の議長は、出席した評議員の互選による。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分、除外又は担保への供与の承認
- (7) 長期借入金の承認(第 11 条に規程する場合に限る)
- (8) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3. 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の日々の 1 週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時並びに評議員会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に係わらず、次の議決は、決議に付いて特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分、除外又は担保の供与の承認
- (4) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができる者に限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 議長及び出席した評議員のうちから評議員会において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第6章 役員

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上7名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、3名以内を専務理事・常務理事とする。

3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事・常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長及び専務理事・常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
4. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
5. 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

- 第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、この法人の業務の執行を総理し、理事会の議長となる。
 3. 専務理事・常務理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事長を補佐して、この法人の業務の執行を掌理する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
 4. 専務理事・常務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
 5. 理事長、専務理事及び常務理事は毎事業年度4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。
2. 監事は、前項に基づき作成した監査報告を、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事に通知する。
 3. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
 4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
 5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
 6. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
 7. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

8. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

9. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

10. その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により選出した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2. 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。但し、理事長が不在のとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度 2 回開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第 24 条第 6 項の規定により、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき
 - (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第 34 条 理事会は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号の規定による請求があったときは、遅滞なく臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 35 条 理事会を招集する者は、理事会の日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、法令及びこの定款に定めのある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 8 章 顧問および賛助会員

（顧問）

第 38 条 この法人に、顧問 5 名以内を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の運営に関し、理事長の諮問に答え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

5. 顧問に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

6. 顧問は、理事及び監事並びに評議員を兼ねることができない。

（賛助会員）

第 39 条 この法人の趣旨に賛同し、賛助会費を拠出する者を賛助会員とする。

2. 賛助会員について必要な事項は、理事会の承認を受けて理事長が別に定める。

第 9 章 定款の変更及び合併及び解散等

（定款の変更）

第 40 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条についても適用する。

（合併等）

第 41 条 この法人は、評議員会の決議によって、法令で定める法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

（解散）

第 42 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

第 44 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 雑則

(専門委員会)

第 45 条 理事長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会の委員は、理事会の承認を受けて、理事長が委嘱する。
3. 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(事務局)

第 46 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 事務局職員は、理事長が任免する。
4. 事務局に関する規定は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 47 条 この法人は、その主たる事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 許認可等及び登記に関する書類
- (4) 第 9 条第 1 項各号の書類及び監査報告
- (5) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(6) その他法令で定める書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

(細則)

第 48 条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立時評議員)

第 49 条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 野尻 俊明

設立時評議員 高松 伸幸

設立時評議員 齋藤 直也

(設立時の役員)

第 50 条 この法人の設立時理事、設立時理事長、設立時常務理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋榮一・岡靖哲・秋元豊・別所恭一

設立時理事長 高橋榮一

設立時常務理事 別所恭一

設立時監事 古川勉

(最初の事業年度)

第 51 条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(設立者)

第 52 条 この法人の設立にあたっての、設立者の氏名又は名称は次のとおりとする。

(1) 氏名 高橋 榮一

(2) 氏名 別所 恭一

(3) 氏名 高田 寛

(法令の準拠)

第 53 条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人その他の法令に従う。

(定款の施行・改定)

第 54 条 この定款は、この法人の設立日 2011 年(平成 23 年)9 月 29 日から施行する。

改定日: 2014 年(平成 26 年) 3 月 24 日

改定日: 2015 年(平成 27 年) 7 月 3 日

改定日: 2019 年 6 月 17 日

改定日: 2023 年 5 月 15 日

2023 年度事業報告書

○ スクリーニング検査事業

1 スクリーニング検査取扱い目標 31,500 名に対する結果

2023 年度は、スクリーニング検査目標受診者数 31,500 名に対して、34,780 名（達成率 110%）になりました。

結果的に前年度 2022 年度の実績 31,631 名を上回り、過去一番の受診者数でありました 2021 年度の 31,970 名を大きく上回る結果となりました。

2 検査サービスの質的向上

(1) 受託件数の増加に対応し、サービス内容の充実を図るため、新しいネットワークシステムを導入し、業務の合理化・効率化を図りました。

(2) 業務体制を見直し、顧客からの検査申込み後から、希望に沿った検査日程案を速やかに作成し、職員間での情報共有することにより、顧客からの検査申込み後、速やかに希望に沿った検査日程案を提示し、検査機器の送付を迅速・正確に実施しました。

受診後は従来にも増して速やかに検査の結果（評価）を顧客に提供するとともに、検査結果について、顧客の質問に懇切・丁寧に対応し、顧客の信頼を得るようにしました。

(3) 新型検査機器を導入し、台数も 141 台増やし、1,599 台にすることにより、従前にも増して柔軟に検査期間を設定できるようになり、受診者及び受診企業の希望受診日に沿える、顧客の視点に立ったきめの細かい対応・サービスを提供しました。

(4) コロナ感染症対策を徹底し、安全で衛生的な検査機器を提供するため、出荷時及び返却時の機器の取り扱いに細心の注意を払い、消毒の徹底を図りました。

(5) 繁忙期など業務量増加に対応できる柔軟な勤務体制・人員配置を実施しました。

(6) 受注件数の増加に合わせ、事務所内スペースも業務量に対し狭くなった関係で他拠点にて機器発送作業を行い、業務効率化を図りました。

○ 普及促進事業

1 普及啓発活動

(1) ホームページリニューアル

2024年1月末日リリースでホームページをリニューアルしました。
従来よりも明るく健康的なイメージをアピールし、検査に対して前向きな印象を持っていただけるようリニューアルを行いました。

(2) パンフレット・リーフレットリニューアル

ホームページのリニューアルに合わせ、イメージの統一と内容の拡充によってSASの関心・理解を深めていただくようリニューアルを行いました。

(3) プライバシーマーク

2020年6月に当センターは保健医療福祉分野のプライバシーマークの認定を取得できましたが、2022年6月に2回目の付与認定を受け、本年3回目の付与認定に向けた審査を受けている状況。引き続き個人情報の管理体制の維持・向上に努めるとともに、社会の「安全」と「健康」を支えていくことを発信しました。

(4) ビジョン、企業理念及び行動指針

2021年9月の当財団設立10周年にあたって策定したビジョンと企業理念、行動指針を起点に、「安全」と「健康」ですこやかな未来のために、取り組むことを宣言しました。

2 普及促進及び支援活動

(1) 各都道府県トラック協会への普及活動及び支援要請の実施。

(2) 各都道府県バス協会の助成金交付状況の確認と当センターの紹介要請を実施。

(3) 大手事業者の年間受診計画に対応できる検査受診の実施

(4) 各事業者を訪問し受診に対する意見等確認するとともに、訪問できない事業者にはパンフレット等を送付。

(5) 業務提携先事業者の広報誌を通じ、検査受診のキャンペーンを複数回実施し、一般個人への受診の普及促進を実施。

3 広報活動

(1) ホームページをリニューアルし、各種SASに関連したコラムの掲載、医師が直接言葉でSAS検査を働きかけるビデオメッセージコーナーを設けていることを顧客に広報した。

(2) 新規申し込みの顧客には当センターのパンフレットを送付し、SAS検査の意義を啓蒙するとともに、近隣の顧客には担当職員を直接派遣し、広報活動を実施した。

貸借対照表

2024年3月31日現在

(単位:円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 |
|---------------|-------------|-------------|-------------|
| I 資産の部 | | | |
| 1. 流動資産 | | | |
| 現金預金 | 177,221,448 | 155,328,773 | 21,892,675 |
| 未収金 | 2,069,810 | 1,600,300 | 469,510 |
| 前払金 | 47,831 | 49,938 | △ 2,107 |
| 預け金 | 14,660 | 14,660 | 0 |
| 貯蔵品 | 398,584 | 324,826 | 73,758 |
| 流動資産合計 | 179,752,333 | 157,318,497 | 22,433,836 |
| 2. 固定資産 | | | |
| (1) 基本財産 | | | |
| 定期預金 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| 基本財産合計 | 3,000,000 | 3,000,000 | 0 |
| (2) 特定資産 | | | |
| 特定資産合計 | 0 | 0 | 0 |
| (3) その他固定資産 | | | |
| 車両運搬具 | 1 | 1 | 0 |
| 什器備品 | 3 | 3 | 0 |
| ソフトウェア | 3,179,201 | 4,201,201 | △ 1,022,000 |
| 敷金 | 2,361,300 | 2,361,300 | 0 |
| 長期前払費用 | 3,980,412 | 854,124 | 3,126,288 |
| その他の固定資産合計 | 9,520,917 | 7,416,629 | 2,104,288 |
| 固定資産合計 | 12,520,917 | 10,416,629 | 2,104,288 |
| 資産合計 | 192,273,250 | 167,735,126 | 24,538,124 |
| II 負債の部 | | | |
| 1. 流動負債 | | | |
| 未払金 | 5,420,037 | 6,789,545 | △ 1,369,508 |
| 預り金 | 2,006,122 | 1,760,906 | 245,216 |
| 未払法人税等 | 10,507,000 | 8,101,300 | 2,405,700 |
| 未払消費税等 | 3,293,900 | 943,200 | 2,350,700 |
| 流動負債合計 | 21,227,059 | 17,594,951 | 3,632,108 |
| 2. 固定負債 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | 52,360,000 | 44,716,000 | 7,644,000 |
| 固定負債合計 | 52,360,000 | 44,716,000 | 7,644,000 |
| 負債合計 | 73,587,059 | 62,310,951 | 11,276,108 |
| III 正味財産の部 | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | |
| 指定正味財産合計 | 0 | 0 | 0 |
| 2. 一般正味財産 | | | |
| (2) その他一般正味財産 | 118,686,191 | 105,424,175 | 13,262,016 |
| 一般正味財産 | 118,686,191 | 105,424,175 | 13,262,016 |
| 正味財産合計 | 118,686,191 | 105,424,175 | 13,262,016 |
| 負債及び正味財産合計 | 192,273,250 | 167,735,126 | 24,538,124 |

2024 年度事業計画及び予算について

【概況】

2022 年6月には、2020 年6月に取得できた「保健医療福祉分野のプライバシーマーク」の更新認定を受けることができました。

2024 年6月に本プライバシーマークの3度目の認定審査があり、現在は取得に向けた取り組みを進めております。

設立以来、運輸・交通事業等における事故の削減・防止、安全性の向上を図り、人と環境に優しい社会の形成及び公共の福祉の増進に資することを目的として、事業を継続してきました。

この間、延べ30万人以上の皆様に、ご自宅での睡眠時無呼吸症候群(SAS)に関するスクリーニング検査を提供し、ご利用いただいています。

SAS スクリーニング検査を実施する事業者は、近年増加の一途をたどっていますが、今後さらに我が国の運送業界等に広く浸透することが期待されます。

SAS スクリーニング検査は「推奨検査」という位置づけであり（国土交通省自動車局）、平成28年8月には国土交通省自動車局の「SAS 検査の必要性と活用」というマニュアルにおいて、検査自体に加え、検査前（準備）から実施後（フォロー・活用）まで詳しく啓蒙、より一層のSASへの取り組みが重要視されています。

2023年、厚生労働省が「健康づくりのための睡眠指針2014」を改訂し、「健康づくりのための睡眠ガイド2023」を策定しました。

多くの国民が良い睡眠を習慣的に継続するために必要な生活習慣を身に着けるためのガイドラインであり、そのうち睡眠障害とされるSASの疑いがあれば速やかな医療機関の受診を推奨されています。

昨今、睡眠に関わる話題が社会的に多くなり、一層SASにつきましても注目度の高まりを感じております。SAS 検査を通じて事故防止に働きかけ、その取り組みによって命を守っている責任を持ち、当センターとして社会の「安全」と「健康」をこれからも支えてまいります。

1 SASスクリーニング検査事業

- (1) 2024年度SASスクリーニング検査受診者数36,000名の目標
- (2) 機器台数は2023年度に141台増加させ、現在1,599台のところ、これを活用し、顧客のニーズに合ったきめ細かいサービスを提供する。
- (3) 繁忙期・閑散期に応じた業務処理体制の確立及び業務の合理化を目指す。

2 普及促進事業

- (1) グッドデザイン賞受賞及びプライバシーマークを取得したことによる、当センターに対する信用向上にふさわしい普及促進活動を展開する。
- (2) 各都道府県トラック協会・バス協会等の関係団体との連携に基づく会員事業者への普及促進と支援活動の更なる要請
- (3) 運輸事業者以外の事業者及び個人への普及促進の強化

以上